

## 川崎市国際施策推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市の国際施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市国際施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎市国際施策推進プランの進行管理に関すること。
- (2) 川崎市国際施策推進プランに基づく国際施策の推進に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者をもって組織する。

2 委員長は、副市長（川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年川崎市規則第17号）に規定する上位の副市長をいう。）をもって充てる。

3 副委員長は、総務企画局長をもって充てる。

4 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

### (幹事会)

第5条 委員会に付議する事項に関し、必要な事項を調査し、及び協議するため、委員会に川崎市国際施策推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、別表第2の職にある者をもって組織する。

3 幹事長は、総務企画局都市政策部長をもって充てる。

4 副幹事長は、総務企画局都市政策部担当課長をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

6 幹事長は、会議を代表し、会務を総理する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 幹事長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、会議の概要等を記載した書面により、幹事の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、幹事会の決定に代えることができる。この場合においては、幹事長はその結果を書面により速やかに幹事に報告するものとする。

### (プロジェクトチーム)

第6条 幹事会に個別具体的な事項について専門的な調査検討を行うため、プロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームは、幹事長が必要に応じて招集する。

3 プロジェクトチームは、幹事会を構成する課及び幹事長が必要と認める所属の職員をもって組織する。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を総務企画局都市政策部に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(川崎市国際施策調整会議設置要綱の廃止)

2 川崎市国際施策調整会議設置要綱(23川総国第206号)は、廃止する。

( (仮称)川崎市国際施策推進プラン検討委員会設置要綱の廃止)

3 (仮称)川崎市国際施策推進プラン検討委員会設置要綱(26川総国第183号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市国際施策推進委員会

1	◎	副市長
2	○	総務企画局長
3		財政局長
4		市民文化局長
5		経済労働局長
6		環境局長
7		健康福祉局長
8		こども未来局長
9		まちづくり局長
10		建設緑政局長
11		港湾局長
12		臨海部国際戦略本部長
13		危機管理監
14		川崎区長
15		幸区長
16		中原区長
17		高津区長
18		宮前区長
19		多摩区長
20		麻生区長
21		上下水道事業管理者
22		交通局長
23		病院局長
24		消防局長
25		教育次長

備考 ◎委員長、○副委員長

## 別表第2（第5条関係）

## 川崎市国際施策推進委員会幹事会

1		総務企画局	庶務課長
			行政改革マネジメント推進室担当課長
	◎		都市政策部長
	○		都市政策部担当課長（SDGs・国際連携推進担当）
			企画調整課長
2		財政局	庶務課長
			財政課長
3		市民文化局	企画課長
4		経済労働局	企画課長
5		環境局	企画課長
6		健康福祉局	企画課長
7		こども未来局	企画課長
8		まちづくり局	企画課長
9		建設緑政局	企画課長
10		港湾局	経営企画課長
11		臨海部国際戦略本部	事業推進部担当課長
12		危機管理本部	危機管理部担当課長
13		上下水道局	経営戦略・危機管理室担当課長
14		交通局	経営企画課長
15		病院局	経営企画室担当課長
16		消防局	総務部担当課長
17		教育委員会事務局	教育政策室担当課長
18		川崎区役所	企画課長
19		幸区役所	企画課長
20		中原区役所	企画課長
21		高津区役所	企画課長
22		宮前区役所	企画課長
23		多摩区役所	企画課長
24		麻生区役所	企画課長

備考 ◎幹事長、○副幹事長